

消防消第132号
平成8年7月5日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長

消防職員委員会に関する質疑応答について

標記について、別紙のとおり質疑応答を取りまとめたので送付する。

なお、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

[別紙]

消防職員委員会に関する質疑応答

(委員の指名)

問1 消防長が委員を指名する際には、どのような方法で行えばよいか。

答1 消防長が誰を指名したかが明らかになれば適宜の方法によって差し支えないが、一般的には書面（辞令）によることが適当である。

問2 消防長が委員を指名するにあたって、これを管理職・非管理職の区分ごとや階級ごとに行うこととすべきか。

答2 この制度の趣旨にかんがみれば、管理職・非管理職の区分ごとや階級ごとに委員を指名することは適当でない。

(職員による推薦の方法)

問3 職員による委員の推薦は、どのように行えばよいか。

答3 職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員の話合いにより行うものである。

推薦のための話合いは、各職場における業務の打合せ等の機会を利用することが適当であるが、推薦のための会議を開催することもできるものである。

推薦のための会議を開催した場合において、話合いの結果、推薦について、出席者の最終的な意思を確認するには、挙手、拍手等の方法によることが適当であるが、会議の席上において、出席者が推薦する者の氏名を用紙に記入することにより意思を確認することもできるものである。

問4 委員の推薦にあたって、選挙投票を行うことができるか。

答4 職員による委員の推薦は、各組織区分に所属する職員の話合いにより行うものであり、推薦のための立候補制度、推薦を得るための運動行為、職員による選挙投票等は行わないものである。

問5 署長など所属長は、推薦のための話合いに参加しないこととしてよいか。

答5 署長など所属長が、推薦のための話合いに参加しないこととしても差し支えない。

(委員の任期)

問6 委員に指名されていた職員が組織区分を越えて異動し、これまでと異なった組織区分から委員として指名されるような場合にも、両方の任期を通算して引き続き2期を超えて在任することはできないことになるのか。

答6 異なった組織区分における指名であっても、通算して引き続き2期を超えて在任することはできない。

(委員の任期の特例)

問7 小規模な消防本部等で、委員である職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のため当該職員が引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認め、委員が引き続き2期を超えて在任することができる場合とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。

答7 小規模な消防本部等で人員が限られており、その職員が担当している職務との関連において当該職務に精通している職員が他にいない場合で、委員会の適切な運営のためにはこの職員を委員として指名することが不可欠であると消防長が考えたようなケースなどを想定している。

なお、この特例は、小規模な消防本部等で、委員である職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営を図るため消防長が特に必要と認めた場合の特例として設けられたものであるから、職員からの推薦に基づき指名する委員についてはこの特例の対象とならないものである。

(委員の職務)

問8 委員が委員会に出席する場合には、職務専念義務の免除の手続をとる必要があるか。

答8 各委員は職務として委員会に出席するものであり、職務専念義務の免除は必要でない。

なお、委員会への出席は職務であり、所定の場合旅費の支給の対象となり、また、審議が当該委員である職員の勤務時間外に及べば、時間外勤務手当の支給対象にもなる。

(委員会の審議事項)

問9 職員から提出された個々の意見が、消防組織法第14条の5第1項各号に該当するかどうかは誰が判断するのか。

答9 審議事項に該当するかどうかは、消防本部の事務を統括する消防長が判断するものであるが、通常は委員会の庶務を担当する部課において判断されることとなる。

(職員の意見の提出)

問10 職員の意見の提出にあたっては、提出者は氏名を記載することが必要か。

答10 意見を提出する職員は、意見書に氏名を記載することとするものである。

なお、委員会の円滑な運営を図るため、委員会での審議にあたっては、提出者の氏名を明らかにしないこととする取扱いが適当であると考えられる。

問11 職員が委員会に意見を提出する場合、複数の職員が連名で提出することも可能か。

答11 職員個人の意見の提出であると認められる限り、連名による提出も可能である。

(委員会の会議)

問12 委員会の会議の開催は毎年度1回を常例とするとは、どのような意味か。

答12 「常例」とは「通常の例」という意味であり、特段の事由がある場合には複数回の開催も可能である。

なお、制度の趣旨にかんがみ、少なくとも毎年度1回は開催するものである。

(委員会の運営)

問13 委員の代理出席はできるのか。

答13 委員会へは委員として指名された職員が出席するものである。

問14 委員会での会議に委員以外の者が出席できるのか。

答14 委員会の会議には、委員長、委員及び委員会の庶務を担当する部課の職員が出席するものである。

問15 職員から提出された意見に対する審議の結果を出すことなく、次回以降への継続審議とする取扱いはできるか。

答15 当該委員会において委員会としての審議の結果を得るものであり、継続審議の取扱いは適当でない。

(消防長の処置等)

問16 消防長は、委員会からの意見に対しどのように対処することとなるのか。

答16 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めることとなる。

しかしながら、意見の内容が適当でないと認められるもの、実施が困難であると認められるもの等については、意見のとおり処置しないこととなっても差し支えない。

問17 消防長が処置の結果の要旨を職員に周知するには、どのような方法をとればよいのか。

答17 各消防本部の実情に応じて、掲示、回覧、書面の配布等、適宜の方法によって差し支えない。

(その他)

問18 委員会に関する事項は平成8年度の年度途中の10月1日から施行されるが、平成8年度中に委員会の会議を開催しなければならないか。

答18 委員会制度の創設の趣旨にかんがみ、平成8年度において委員会の会議を開催することが適当である。